

居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団 芳尚会
所在地	茨城県久慈郡大子町大子813-1
電話番号	0295-72-0555
代表者(職名・氏名)	理事長 ・ 吉成 尚
設立年月日	平成7年11月1日

2 事業者の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者 名	居宅介護支援事業所吉成医院
所在地	茨城県久慈郡大子町大子813-1
介護保険指定番号	居宅介護支援 0873400469
サービスを提供する地域	大 子 町

※ 上記地域以外の方、応相談。

(2)事業者の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者 兼 介 護 支 援 専 門 員	理学療法士	1名		事業者を代表し業務を統括する。運営 規定の方針に基づく業務にあたる
事 務 職 員		兼務 2名		請求補助、会計事務等にあたる

※ 介護支援専門員一人当たりの受け持ち数は、国の基準に準ずる。

(3)営業時間

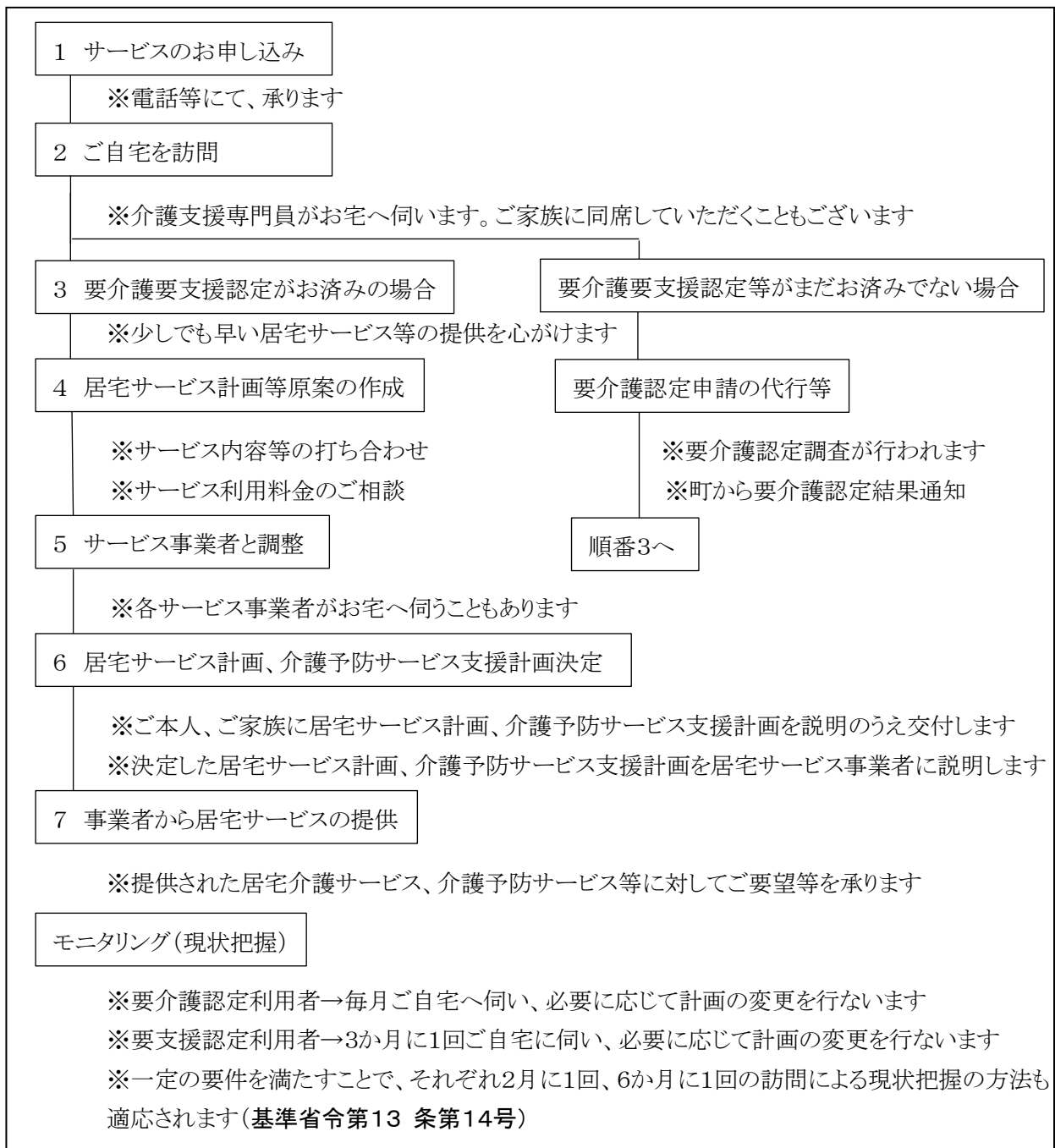
月曜日～土曜日	午前 8 時 30 分 から 午後 6 時 00 分 まで
---------	-------------------------------

※祝日、12月31日から1月3日及び8月13日から16日を除く

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援・介護予防支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 利用者が自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援します。 ② 公平中立の立場から、根拠のあるケアプランを作成し実行に努めます。 ③ 多様な指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活総合事業者等含む)と連携し、包括的、効果的なサービスを提供します。

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5 利用料金

(1)利用料

- ・要介護、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月につき要介護に応じて、**契約書別紙に記載されている額の料金**をいただき、当事業者からサービス提供証明を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、大子町役場保健福祉課に提出しますと、全額払戻しを受けることができます。

(2)交通費

- ・当事業者のサービス提供地域内にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。（自動車を使用した場合の交通費は、1 km 当たり50円）

(3)解約料

- ・利用者は、何時でも本契約を解約することができます。ただし、契約解除により事業者の不測の損害が生じた場合には、賠償しなければなりません。
- ・事業者は、利用者と事業者の間の信頼関係を損壊する事由が、利用者の責任において発生した場合を除き、本契約を解除することはできません。
- ・本契約に定めのない事項については、利用者・事業者互いに信義に従い、誠実に協議して決定いたします。

(4)その他支払方法

- ・料金が発生する場合は月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。
- ・お支払いの方法は、銀行振込・現金集金・口座引き落としの3とおりの中から御契約の際に選ぶことができます。

6 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始について、まずは、お電話等で申し込みをしていただきます。当事業者の職員が居宅等にお伺いして、契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。お客様が当事業者へおいでいただくことも可能です。

(2)サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合は文書でお申し出くだされば、何時でも解約できます。
- ② 事業者の都合で解約する場合、例えば人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了(以下の場合は、双方からの通知がなくても自動的にサービスを終了します。)
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合、お亡くなりになった場合。
 - ・介護保険給付・予防給付でサービスを受けていたお客様の要介護要支援認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
 - ・介護予防支援対象者が、サービス提供地域外に住所を異動した場合なお、介護予防支援対象者が、介護予防ケアマネジメント利用、事業対象者に移行した場合、

大子町地域包括支援センターからの委託事業として継続的に介護予防ケアマネジメント支援に携わることが可能です。この場合、大子町地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントについて契約を締結することとなりますが、事業者の契約は失行せず、再び介護予防支援対象に移行した場合に復活となります。

④ その他

お客様や御家族などが、当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)地域包括支援センターや介護支援専門員大子地区会と協働し虐待防止のための対策を検討する委員会及び研修を定期的開催いたします。
- (2)虐待防止のための指針の整備。

サービス提供中に、関係機関従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者（介護支援専門員） 神林 幸生
-------------	--------------------

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)本事業者の介護支援専門員及びその他の従事者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことはありません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (2)本事業者の介護支援専門員及びその他の従事者は、利用者やその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者及び当該家族の個人情報を用いせん。
- (3)事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、大子町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【保険者の窓口】 大子町役場 福祉課 高齢介護担当	所 在 地 大子町北田気662番地 電話番号 0295-72-1135（直通） 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保 険 名	医師賠償責任保険(医療従事者賠償)

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

12 衛生管理等

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 地域包括支援センターや介護支援専門員大子地区会と協働し、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催いたします。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援・介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制・申し立ての窓口

当事業者の居宅介護支援に関する御相談・苦情並びに居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスに関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】 居宅介護支援事業所吉成医院 担当者:神林 幸生	所 在 地 大子町大子 813-1 電話番号 0295-72-0555(携帯:080-2620-8775) ファックス番号 0295-72-5829 受付時間 午前8時30分 から 午後6時00分
【保険者の窓口】 大子町役場 福祉課 高齢介護担当	所 在 地 大子町北田気662番地 電話番号 0295-72-1135 (直通) 受付時間 午前8時30分 から 午後5時15分 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 茨城県国民健康保険団体連合会	所 在 地 水戸市笠原町978番地26 茨城県市町村会館2階 電話番号 029-301-1550 (直通) 受付時間 午前8時30分 から 午後5時15分 (土日祝は休み)

(2) 苦情処理の手順

- ① 苦情があった場合は、ただちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに事情を確認いたします。
- ② 担当者が、必要であると判断した場合は、保険者まで報告し検討会議を行います。
(検討会議を行わない場合でも、必ず保険者まで処理結果を報告する。)
- ③ 検討の結果、迅速に具体的な対応を講じます。(利用者に謝罪に行くなど。)
- ④ 記録(事実確認・対応策の検討・迅速な対応等) を台帳に保管し、再発を防ぐために役立ててまいります。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「太子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年太子町条例第3号)」「太子町指定介護予防支援等事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成27年3月19日太子町条例第5号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	茨城県久慈郡太子町太子 813-1
	法人名	医療法人社団 芳尚会
	代表者名	吉成 尚 印
	事業者名	居宅介護支援事業所吉成医院
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代筆の場合の代筆者 (氏名・続柄)		
代理人 (成年後見人等)	住所	
	氏名	印

家族 (住所欄は任意記載)	住所	
	氏名	印